

開発研究用設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法44の3、68の20の2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の付表（十二） 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	旧44条の3 第1項 旧68条の20の2 第1項		
開発研究用設備の種類等	2			
開発研究用設備の名称	3			
開発研究用設備の明細	4			
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	7			
取得価額	8		円	円
特別償却率	9	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10		円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
開発研究の内容等	開発研究の名称	12		
	開発研究の内容	13		
	開発研究の実施予定期間	14	平 . . ~ 平 . .	平 . . ~ 平 . .
	開発研究の実施場所	15		
その他参考となるべき事項	16			

特別償却の付表（十二）の記載の仕方

- 1 この付表（十二）は、青色申告法人が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措置法」といいます。）第44条の3第1項《開発研究用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が旧措置法第68条の20の2第1項《開発研究用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、開発研究用設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 「特別償却の種類1」は、旧措置法第44条の3第1項又は旧措置法第68条の20の2第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 4 「開発研究用設備の種類等2」には、耐用年数省令別表第八に基づき、開発研究用設備の種類及び細目を記載します。
- 5 「開発研究用設備の明細4」には、当該開発研究用設備を専ら開発研究の用に供する旨の明細を記載します。
- 6 「取得価額8」には、開発研究用設備の取得価額を記載します。

ただし、その開発研究用設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立て

る方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。また、平成18年5月1日前に終了する事業年度（又は連結事業年度）において、圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法により経理しているときは、その繰入額（繰入限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、開発研究用設備の1台又は1基の取得価額が280万円未満のものは、この制度の適用対象となりませんので、注意してください。

- 7 「償却・準備金方式の区分11」は、その開発研究用設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 8 「開発研究の内容等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「開発研究の内容13」には、当該開発研究が平成18年改正前の租税特別措置法令第28条の6第1項に定める試験研究に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。
 - (2) 「開発研究の実施場所15」には、当該開発研究を実施する施設等の名称及びその所在地を記載してください。なお、当該開発研究の実施場所が国内である場合に限りこの特別償却の適用がありますので、注意してください。
- 9 「その他参考となる事項16」には、その資産が開発研究用設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。